

## 観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、観音寺市長等から定期監査（後期）及び財政援助団体等監査の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月29日

観音寺市監査委員 大 西 保 行  
観音寺市監査委員 石 山 秀 和

- 1 措置を講じた部局等  
観音寺市長  
観音寺市愛育会（健康福祉部健康増進課所管）
- 2 監査実施期間  
令和6年1月22日から同年3月1日まで
- 3 監査結果報告書の提出日  
令和6年3月4日
- 4 措置通知年月日  
令和6年3月15日付（観音寺市長）  
令和6年3月18日付（観音寺市愛育会長）
- 5 措置内容  
別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

各課共通事項

指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
<p>○ 補助金については、観音寺市補助金等交付規則及び各種補助金交付要綱に基づいて、業務内容や積算根拠を十分精査し交付されたい。</p>	<p>○ 補助金については、規則・要綱に基づき、事業内容・積算根拠の確認を十分に行い適正な交付に努めます。</p>
<p>○ 使用料等の各種減免申請については、受付時に記載内容や必要な書類を十分に確認し、受付後の事務処理（決裁、決定通知等）についても不備がないよう努められたい。</p>	<p>○ 各種減免申請については受付時の確認を徹底するとともに、事務処理においても不備がないよう努めます。</p>
<p>○ 負担行為書等で随意契約の根拠法令が相違している場合が多く見受けられる。あらためて随意契約ガイドラインを確認されたい。また金額の積算根拠についても十分に確認されたい。</p>	<p>○ 随意契約の根拠法令については、随意契約ガイドラインを確認するとともに、積算根拠についても十分確認します。</p>
<p>○ 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日のないものが多く見受けられる。記入漏れのないように努められたい。</p>	<p>○ 起案文書については、決裁日の記入漏れがないよう職員に注意を促し、適正な管理に努めます。</p>
<p>○ 備品台帳に関しては、購入した年度がかなり古い備品が見受けられる。あらためて備品台帳と配置が一致するかを点検したうえで、備品の適正管理に努められたい。</p>	<p>○ 再度、登録備品の照合を行い、誤りがある場合は訂正等をし、備品の適正管理に努めます。</p>
<p>○ 切手等の受払簿については、観音寺市物品管理規則第13条様式第6号を使用し、切手の使用がなくても毎月作成して所属長の確認印を受け、枚数や残額の管理に努められたい。</p>	<p>○ 指定様式を使用し、切手の使用実績がなくても毎月作成して所属長の確認印を受けるなど、枚数や残額の適正管理に努めます。</p>

指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
<p>○ 外部施設の出勤簿、公用車運転日誌、駐車場カード使用簿やETCカード使用簿の管理について、空白のものや確認印忘れ、修正液、鉛筆書きが散見されたので、適正に処理されたい。</p>	<p>○ 出勤簿、各種使用簿の管理については、空白のままでの放置、確認印漏れ、修正液での修正、鉛筆書きがないよう、適正な管理に努めます。</p> <p>また、自動車運転日誌についても、修正液の使用がないよう、再度課内で周知しました。</p>

#### 企画課

対 象 部 局		政策部 企画課	
指 摘 事 項、意 見 等		措 置 内 容	
<p>○ 補助金については、これまでも見直しが行われてきたが、長期間継続的に交付されている補助金が見受けられた。補助金の見直しについて、見直し基準（指針）を設け、補助金の適正化に努められたい。</p>		<p>○ 補助金については、観音寺市補助金等交付規則などにに基づき適正に補助金を拠出するよう周知するとともに、補助金の見直しに関するガイドラインを調査・研究していきます。</p>	

## 財政援助団体

### ◆観音寺市愛育会◆

所管部局（対象団体）	健康福祉部健康増進課（観音寺市愛育会）
指摘事項、意見等	措置内容
<p><b>1 監査対象団体について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観音寺市愛育会は各地区愛育会へ補助金を出しているが、各地区愛育会の令和4年の収支決算書については、コロナ禍のため計画どおりに事業がここ数年できていなかったため繰越金が多くなっている地区が多く見受けられる。他の収入がある中で補助金に充てられる対象事業、対象経費を明確にし、今年度はよく精査し、事業ができていないのであれば、返還することも視野に入れ指導されたい。</li> <li>○ 各支部から提出された実績報告書について、証拠書類との照合等十分精査されたい。</li> <li>○ 補助金申請に添付する事業計画書の作成については、それぞれの事業の予算内訳も明記することが必要である。</li> <li>○ 総会は役員だけを持って構成されているが、本来全ての会員の出席を持って行うものであるため、あり方を検討されたい。</li> <li>○ 年度当初に必要な事業の経費を前年度支出しているが、基本的に運営費補助は当該年度で完了するものである。</li> </ul>	<p><b>1 監査対象団体について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査の指導を受け、収支決算では、補助金対象事業、対象経費を明確にし、年度末には実績報告や決算書類をよく精査して、補助金残金がある場合は市に返納します。</li> <li>○ 各支部からの実績報告書についても、十分に精査します。</li> <li>○ 事業計画書の作成については、それぞれの予算内訳も明記します。</li> <li>○ 総会については、会員に周知します。</li> <li>○ 年度事業経費は年度末で終わらせます。</li> </ul>

指摘事項、意見等	措置内容
<p><b>2 所管部局について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該団体への補助金は、定額渡し切りの形で支出されているが、申請時に市の補助金の対象経費にあたるかを明確化し、指導されたい。</li> <li>○ 補助金申請を受けた際は、実績報告書の対象の支出に関して証拠書類を十分精査し、補助金の交付を行うよう努められたい。</li> </ul>	<p><b>2 所管部局について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助金申請時に、事業計画書をよく確認し、補助金の目的に合致しているか等適正な管理を行い、対象団体の指導に努めます。</li> <li>○ 実績報告書の内容と支出書類の照合を行い、記載もれがないよう適正な管理に努めます。</li> </ul>